



村からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311
小石原庁舎 74 - 2311

住民福祉課 ◆ 4月1日から国民健康保険証が変わります

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日です。新しい被保険者証（桃色）を、3月中旬に世帯主あてに送付します。

学生で被保険者証を持っている世帯や遠隔地による被保険者証の交付を受けている世帯で、引き続き（学・遠）の被保険者証が必要な人は、4月より再度窓口で手続きをしてください。

【(学・遠) 証の手続きに必要なもの】

- ・新しい国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・在学証明書（平成27年4月1日以降発行のもの）または学生証の写し（有効期限明記のもの）

【注意事項】

新しい被保険者証との切り替え手続きをしないと、4月1日から保険診療が受けられなくなり、医療費は全額自己負担となります。注意してください。

国民健康保険被保険者証は、個人情報に記載された大切なものです。住民登録している住所以外には送付できません。

●退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です。

日本では、必ず医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

※未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保の資格をなくするための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国保税の両方がかかります。

【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・同じ世帯に国民健康保険の人がいる場合、その国民健康保険証
- ・健康保険資格喪失証明書



【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証

●平成27年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります。

平成20年度より、原則、国民健康保険加入者全員が65歳以上の世帯について、世帯主の年金から、後期高齢者医療加入者については、本人の年金から年間6回、国民健康保険税もしくは、後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金天引き）されることになっています。

4月上旬～中旬に、4～8月の天引き額を知らせる仮徴収額決定通知書を送りますので確認してください。

現在すでに年金天引きされている人については、2月に天引きされた額と同額が天引きされます。なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することも可能です。

（※ただし、手続きには2ヶ月程度要します。）

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）

総務課 ◆ニセ電話詐欺にご注意！！

未公開株や社債などの取引を装ったニセ電話詐欺が増加しています。

犯人は、未公開株や社債等のパンフレットを送りつけ、複数の業者になりすまして「必ずもうかる」、「名義を貸してほしい」、「代理購入してください」などと購入等を持ちかけ、現金をレターパックや宅配便で送らせたり、口座に振り込ませたり、直接受け取るなどして、現金をだまし取っています。

また、最近はトラブル解決型といって、「名義を貸してほしい」等と電話して代理購入の申込をさせた後、「インサイダー取引になる、購入代金を払わなければ警察沙汰になる」「代金を立て替えた者が逮捕された、あなたも共犯になる、税理士（弁護士）に依頼するのでお金を送るように」などと嘘を言って、現金をだまし取る手口が急増しています。

お金を送ったり振り込んだりする前に、家族や金融機関等の職員、警察などに必ず相談しましょう！

ニセ電話詐欺で犯人が使うキーワード

「必ずもうかる」「代理購入」「権利を譲ってほしい」「インサイダー取引になる」「裁判になる」「警察に逮捕される」「現金を送れ」「レターパック（ゆうパック、宅配便）で送れ」「銀行窓口で引き出し理由を聞かれたら、〇〇と答えろ」「受け取りに行く」「誰にも言うな」など

こんな電話は全て詐欺です！

お問い合わせ先

朝倉警察署（電話：22 - 0110）